

『新版実践税理士法』 お詫びと訂正

標記の書籍に誤りがございました。次のとおり訂正し、ご迷惑をおかけしました関係各位に深くお詫び申し上げます。

該当箇所	正	誤
23 頁上から 13 行目	日本税理士会連合会	日本税理士会
39 頁上から 2 行目	参考(127 頁)	参考(126 頁)
194 頁上から 14 行目	<p>(施行規則) 第 11 条の 2 (登録の申請等に関する手続) 前条第 4 項に規定する税理士会及び日本税理士会連合会は、登録申請書 (第 10 条の変更登録申請書を含む。) の提出があつたとき又は法第 20 条の規定により変更の登録が必要であるにもかかわらずその<u>申請がないと認めるときは</u>、その申請者又はその変更の登録を<u>申請すべきと認める者</u>に対して、事務所の名称及び所在地その他の登録事項に関し必要な指導又は助言を行うことができる。</p>	<p>(施行規則) 第 11 条の 2 (登録の申請等に関する手続) 前条第 4 項に規定する税理士会及び日本税理士会連合会は、登録申請書 (第 10 条の変更登録申請書を含む。) の提出があつたとき又は法第 20 条の規定により変更の登録が必要であるにもかかわらずその<u>申請がないときは</u>、その申請者又はその変更の登録を<u>申請すべき者</u>に対して、事務所の名称及び所在地その他の登録事項に関し必要な指導又は助言を行うことができる。</p>
221 頁下から 3 行目	解説(198 頁)	解説(197 頁)
233 頁上から 11 行目	<p>(施行規則) 第 17 条の 2 (申告書を提出した者への調査の通知) <u>法第 34 条第 2 項 (法第 48 条の 16 において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)</u> に規定する財務省令で定める場合は、第 15 条の税務代理権限証書に、<u>同項</u>に規定する申告書を提出した者への調査の通知は同項の税理士に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。</p>	<p>(施行規則) 第 17 条の 2 (申告書を提出した者への調査の通知) <u>法第 34 条第 2 項</u>に規定する財務省令で定める場合は、第 15 条の税務代理権限証書に、<u>法第 34 条第 1 項</u>に規定する申告書を提出した者への調査の通知は同項の税理士に対してすれば足りる旨の記載がある場合とする。</p>
397 頁下から 1 行目	民間法人	特別法人